

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人 全国盲ろう者協会
可部 哲生

社会福祉法人 全国盲ろう者協会の概要

1. 設立年月日:1991年3月8日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全国の盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る活動を通じ、盲ろう者の福祉の向上及び共生社会の実現に向けて、盲ろう者に関する普及啓発、権利擁護及び情報保障の推進を目的として設立され、盲ろう者に対する各種支援事業を行うとともに、全国の盲ろう者友の会及び関係団体への支援を中心として、長年にわたり活動している。

【主な活動内容】

- ・ 全国盲ろう者大会及び各種研修会の開催
- ・ 盲ろう者に関する普及啓発活動
- ・ 地域の盲ろう者団体及び支援団体の支援
- ・ 機関誌の発行
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣に関する事業
- ・ 盲ろう者福祉施策の推進に向けた調査研究及び提言活動

3. 関係する盲ろう者地域団体数(盲ろう者友の会):48団体(46都道府県 2025年末時点)

4. 当協会登録盲ろう者数:946人(2025年度末時点)

5. 法人代表:理事長 可部 哲生

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

(1) 障害支援区分認定について

- ・盲ろう者(視覚と聴覚を重複した状態にあるものをいう)の障害支援区分認定については、認定調査項目に視覚障害(見えにくい状態を含む)及び聴覚障害(聞こえにくい状態を含む)の状況を十分に反映する項目が少なく、盲ろう者の実態が適切に評価されていない。また、同程度の障害状況であっても自治体によって認定結果に差が生じているとの指摘がある。

- ・このため、盲ろう者の障害特性を適切に反映できる認定基準及び認定調査項目の見直しを行うとともに、自治体間で認定結果に差が生じないよう運用の統一を検討いただきたい。

(2) 報酬・加算制度について

- ・物価高騰や最低賃金の上昇が続く中、同行援護事業所の経営環境は厳しさを増している。また、重度の盲ろう者への支援に要する負担が現行の報酬体系に十分反映されていないとの意見が多く寄せられている。

- ・サービスの安定的な提供体制を維持するため、基本報酬の引上げや、重度の盲ろう者への支援実態を適切に評価した加算制度の見直しを求める。

(3) 処遇改善加算について

- ・処遇改善加算については、加算区分や算定要件が複雑であり、特に小規模事業所では取得や維持に大きな事務負担が生じている。

- ・職員の処遇改善を着実に進めるため、処遇改善加算の要件緩和及び手続の簡素化を求める。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

(4) サービス提供責任者の要件について

- ・同行援護事業所においては、盲ろう者支援に関する知識や経験を有する人材であっても、現行の要件を満たさず、サービス提供責任者として配置できない場合がある。このことが、盲ろう者への専門的な支援体制の確保や事業所運営の課題となっている。
- ・盲ろう者への適切な支援体制を確保するため、盲ろう者支援に関する専門性や支援経験を適切に評価し、サービス提供責任者として従事できるよう要件の見直しを検討していただきたい。

(5) 利用範囲の拡大について

- ・現行制度では、通勤、通学及び通所に係る利用が認められていない。また、自治体によっては外出目的を理由として利用が制限される場合がある。さらに、施設利用時や入院時のコミュニケーション支援については、制度上利用が可能であるにもかかわらず、施設や医療機関等の理解不足により利用が認められない事例がある。また、通所等における既存の送迎サービスでは、盲ろう者に必要な情報保障やコミュニケーション支援に十分対応できていない実態がある。
- ・盲ろう者の社会参加及び情報保障を推進するため、通勤、通学及び通所への利用を認めるとともに、外出目的による過度な制限を見直すことを求める。また、施設入所者へのコミュニケーション支援については、制度の趣旨や適切な運用について自治体、施設及び医療機関等への周知・指導を行っていただきたい。あわせて、既存の送迎サービスでは対応が困難な盲ろう者の実態を踏まえ、必要な移動・コミュニケーション支援が受けられる制度運用を検討していただきたい。

(6) 自治体における運用の統一について

- ・支給決定基準や報酬請求事務の取扱いについて、自治体ごとに運用が異なっており、利用者及び事業所双方に混乱が生じている。
- ・制度の公平性及び安定的な運用を確保するため、自治体間の運用差を解消するよう、支給決定や報酬請求に係る全国共通の運用基準を示していただきたい。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（1）障害支援区分認定について（視点6）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・盲ろう者の障害支援区分認定については、認定調査項目に視覚障害及び聴覚障害の状況を十分に反映する項目が少なく、盲ろう者の実態が適切に評価されていないとの指摘がある。
- ・また、同程度の障害状況であっても自治体によって認定結果に差が生じているほか、認定結果は支援体制や報酬加算にも影響するため、必要な支援の確保や事業所運営に支障を生じる場合がある。

【意見・提案の内容】

- ・盲ろう者の障害特性を適切に評価できるよう、認定基準及び認定調査項目の見直しを行うとともに、自治体間で認定結果に差が生じないよう統一的な運用基準を示していただきたい。

（2）報酬・加算制度について（視点3）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・同行援護事業所においては、近年の物価高騰や最低賃金の上昇により運営コストが増加している一方で、報酬単価は十分に対応できていない状況にある。
- ・また、盲ろう者への支援は情報保障やコミュニケーション支援を含む専門性の高い支援であり、特に重度の盲ろう者への支援については、現行の報酬体系では支援実態が十分に評価されていないとの意見が寄せられている。

【意見・提案の内容】

- ・同行援護サービスの安定的な提供体制を確保するため、基本報酬の引上げや、重度の盲ろう者への支援実態を適切に評価した加算制度の見直しを検討いただきたい。

（3）処遇改善加算について（視点2）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・処遇改善加算については、加算区分や算定要件が複雑であり、特に小規模事業所では取得や維持に大きな事務負担が生じている。
- ・そのため、職員の処遇改善を進める必要があっても、制度を十分に活用できない事業所があり、人材の確保・定着にも影響を及ぼしている。

【意見・提案の内容】

- ・職員の処遇改善を着実に進めるため、処遇改善加算の要件緩和及び手続の簡素化を検討いただきたい。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（4）サービス提供責任者の要件について（視点2）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・同行援護事業所においては、盲ろう者支援に関する知識や経験を有する人材であっても、現行のサービス提供責任者の要件を満たさず、サービス提供責任者に配置できない場合がある。
- ・そのため、盲ろう者への専門的な支援体制の確保や事業所運営に支障が生じており、今後の支援ニーズの増加を見据えた人材確保の観点からも課題となっている。

【意見・提案の内容】

- ・盲ろう者への適切な支援体制を確保するため、盲ろう者支援に関する専門性や支援経験を適切に評価し、サービス提供責任者として従事できるよう要件の見直しを検討いただきたい。

（5）利用範囲の拡大について（視点6）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・現行制度では、同行援護の利用範囲が通勤、通学及び通所に認められていないほか、自治体によっては外出目的を理由として利用が制限される場合がある。
- ・施設利用時や入院時のコミュニケーション支援については、制度上利用が可能であるにもかかわらず、施設や医療機関等の理解不足により利用が認められない事例がある。
- ・また、通所等では既存の送迎サービスが実施されている場合があるものの、移動中の情報保障やコミュニケーション支援を必要とする盲ろう者には十分対応できておらず、地域によっては必要な支援を受けられない実態がある。

【意見・提案の内容】

- ・盲ろう者の社会参加及び情報保障を推進するため、通勤、通学及び通所への利用を認めるとともに、外出目的による過度な利用制限を見直していただきたい。
- ・施設入所者や入院時のコミュニケーション支援について、制度の趣旨や適切な運用について自治体、施設及び医療機関等への周知・指導を行っていただきたい。
- ・既存の送迎サービスでは対応が困難な盲ろう者の移動・コミュニケーション支援の実態を踏まえ、必要な支援が受けられる制度運用について検討していただきたい。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（6）自治体における運用の統一について（視点6）

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・同行援護は全国共通の障害福祉サービスであるが、支給決定基準や報酬請求事務の取扱いについては自治体ごとに運用が異なっている。
- ・そのため、利用者及び事業所双方に混乱や負担が生じており、制度の公平性や安定的な運用の確保が課題となっている。

【意見・提案の内容】

- ・制度の公平性及び安定的な運用を確保するため、支給決定や報酬請求に係る全国共通の運用基準を示していただきたい。